

騒音規制法に係る指定地域

- 【1】 都市計画法に基づく用途地域(表1参照)
- 【2】 表2に示す市街化調整区域

振動規制法に係る指定地域

- 【1】 工業専用地域を除いた、都市計画法に基づく用途地域(表1参照)
- 【2】 表2に示す市街化調整区域

第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域
商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域

表1 都市計画法に基づく用途地域

旭町1・3～6丁目	東町	市場2・5丁目	大穴北1丁目
大穴北8丁目の一部	大穴町	大穴南2・4・5丁目	大穴南3丁目の一部
金杉1～4・8・9丁目	金杉町	高野台4・5丁目	米ヶ崎町
新高根1丁目	駿河台1・2丁目	高根町	夏見1・5・7丁目
夏見台2・4・6丁目	夏見町2丁目	飯山満町1・2丁目	藤原5～8丁目
二和西2～6丁目	二和東1～5丁目	馬込町	松が丘2丁目の一部
三咲1・3～9丁目	三咲町	南三咲4丁目	みやぎ台1～4丁目
八木が谷2～5丁目	八木が谷町の一部	薬円台3丁目	

表2 平成15年3月7日 船橋市告示第65号及び第69号で示された市街化調整区域

※一部の市街化調整区域についてはお問い合わせください。